

函館市放置車両の処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令または条例に定めるもののほか、放置車両の適正かつ迅速な処理に関し必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全および都市の美観の保持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 車両 道路運送車両法(昭和26年法律185号)第2条第2項に規定する自動車および同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 正当な権限に基づき置くことを認められた場所以外の場所に、3月以上継続して置かれているものをいう。
- (3) 放置車両 放置されている車両で、その機能の一部または全部を失った状態のものをいう。
- (4) 廃車両 車両のうち、その本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物または不要物と認められるものをいう。
- (5) 所有者等 車両の所有権、使用权または占有権を有する者および車両を放置し、または放置させた者をいう。
- (6) 市有地等 市が所有し、または管理する土地で、道路用地、公園用地および公共の用に供している施設の用地をいう。
- (7) 私道 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。

(調査および通報等)

第3条 市長は、市有地等に放置車両を発見したとき、または市民から市有地等に放置車両がある旨の通報を受けたときは、速やかに当該市有地等を管理する部局の職員に現地の状況および所有者等の調査を行わせるとともに、所轄の警察署に通報するものとする。

2 市長は、国または北海道が所有し、または管理する土地(以下「国有地等」という。)に放置車両を発見したとき、または市民から国有地等に放置車両がある旨の通報を受けたときは、速やかに当該国有地等を管理する者に通報するものとする。

(所有者等への勧告)

第4条 市長は、前条第1項の規定による調査により所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、放置車両を撤去するよう勧告するものとする。

2 前項の規定による勧告は、環境部の職員をして行わせるものとする。この場合において、

当該放置車両に関係する部局がある場合は、当該部局の職員を立ち合わせるものとする。
(所有者等が不明の場合の措置)

第5条 市長は、第3条第1項の調査によっても放置車両の所有者等が判明しないときは、2週間以上の期限を定め、当該放置車両を撤去することを求める旨および当該期間内に撤去されないときは、市において撤去し、処分する旨を告示するとともに、これらに事項を記載した警告書を当該放置車両にちょう付するものとする。

2 前項の規定による警告書のちょう付は、環境部の職員をして行わせるものとする。この場合において、当該放置車両に関係する部局がある場合は、当該部局の職員を立ち合わせるものとする。

(廃車両に認定等)

第6条 市長は、第4条の規定による勧告に所有者等が従わない場合または前条第1項の規定により告示した期間内に放置車両が撤去されない場合において、当該放置車両が次の各号のいずれかに該当するときは、これを廃車両として認定することができる。

(1) 放置されている期間が1年以上のもの。

(2) 自動車にあっては、道路運送車両法第41条に規定する自動車の装置の複数が正常に作動せず、通常走行が不可能なもの。

(3) 原動機付自転車にあっては、道路運送車両法第44条に規定する原動機付自転車の構造および装置の複数が正常に作動せず、通常走行が不可能なもの。

(4) その他別に定める廃車両認定基準に該当するもの。

2 市長は、前項の認定をしたときは、当該廃車両を撤去し、または処分することができる。

(私道に放置されている車両の取扱い)

第7条 私道に放置されている車両については、道路交通上の支障があり、かつ、私道を所有し、または管理する者からの要請がある場合に限り、第3条から前条までの規定の例により取り扱うものとする。

(協力の要請)

第8条 市長は、この要綱の規定による措置をとるに当たり、必要があると認める場合は、所轄警察署長に対し協力を要請するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月10日から施行する。

函館市放置車両の処理に関する事務処理要領

第1 調査および通知等

- (1) 市民からの通報および職員によるパトロール等により放置車両を発見したときは、環境部および市有地等を管理する部局（以下「所管部局」という。）において放置されている現地を調査する。

現地調査においては、当該放置車両およびその放置場所を写真撮影するとともに放置車両の型式等を確認し、放置車両処理調書（様式1）を作成するものとする。

また、所管部局においては、速やかに当該放置車両の周囲に安全ロープ、セーフティコーン等を設置する等の道路交通の安全を維持するために必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 盗難車両等について確認するため、照会書（様式2）に回答書（様式3）を添え、所轄警察署に照会するとともに、北海道運輸局函館運輸支局等において所有者等の調査を行うものとする。
- (3) 車両の放置場所が国有地等であるときは、放置されている土地を管理する者に通報するとともに、措置状況について連絡を求めるものとする。

第2 所有者等への勧告

- (1) 調査により所有者等を確認したときは、環境部および所管部局の職員による所有者等との面談を行い、当該放置車両を撤去するよう口頭により勧告するものとする。
- (2) 所有者等が口頭での勧告に従わない場合または所有者等と面談することができない場合は、文書により勧告するものとする。
- (3) 前号の文書には、市長が指定する期日までに当該放置車両を撤去しなければならない旨ならびに勧告に従わない場合には、不法投棄として告発し、および市において当該放置車両を撤去し、処分する旨を記載するものとする。
- (4) 所有者等から勧告に従い当該放置車両を撤去する旨の申出があったときは、撤去期日を示した書面を提出させるものとする。

第3 所有者等が不明の場合の措置

調査によっても放置車両の所有者等が判明しないときには、2週間以内に当該放置車両を撤去することを求める旨および当該期間内に撤去されないときは市において撤去し、処分する旨を告示するとともに、これらの事項を記載した警告書を当該放置車両にちょう付する。

第4 廃車両としての認定、撤去および処分

- (1) 所有者等が市の勧告に従わず、当該放置車両を撤去しない場合または告示した期限までに当該放置車両が撤去されない場合は、廃車両認定基準（様式4）により、当該

放置車両を廃車両として認定するか判定する。

- (2) 当該放置車両を廃車両と認定したときは、処理業者に撤去を依頼する。
- (3) 当該放置車両の撤去後、財団法人自動車リサイクル促進センターに「放置車両預託申請書」を提出する。
- (4) 処理業者は「引取可能連絡書」により、放置車両を処理する。
- (5) 財団法人自動車リサイクル促進センターからの当該放置車両の処理に係る料金の振込票の到着後、2月以内に所管部局において納付手続を行う。
- (6) 放置車両の処理が終了したときは、環境部および所管部局において路上放置車処理協力会に対し、リサイクル料金の寄付申請手続を行う。
- (7) 市の勧告等によっても撤去されない放置車両で、廃車両として認定したものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反したものとして処理する。

第5 廃車両として認定できない放置車両の措置

- (1) 放置車両を直ちに廃車両として認定できない場合において、生活環境上の支障があると認めるときは、所管部局において当該放置車両を撤去し、一時保管するものとする。
- (2) 保管した放置車両については、これを発見した日から1年を経過した日後に、改めて廃車両として認定し、処分するものとする。

第6 私道における放置車両の取扱い

- (1) 私道に放置車両を発見したときは、道路交通上の支障があり、かつ、放置されている場所の土地を所有し、または管理する者の要請がある場合に限り、市有地等における放置車両の例により取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成18年8月10日から施行する。